

「寒川広域リサイクルセンター長期包括運営責任業務委託事業」実施方針に関する質疑回答

No	項目	当該資料での 対応頁	当該資料での対応部分				内容	回答
1	事業スケジュール	3	1	1	(7)		3月の特別目的会社の設立につきまして、2月の事業者選定からあまり時間がないと思われまので、入札公告時にお示される各スケジュールについては、できるだけ日にちまでのご記載をお願いします。	公募説明書にて応募書類の提出締切日までは日にちまで示します。それ以降についてはできるかぎり日にちまで示すようにします。
2	運営事業者が実施する業務の概要	4	1	2	(1)	No.1	業務分担表のNo.1運営全般業務において、環境学習イベント等の運営業務は受託者が主に担い、貴町はこれ協力するものとありますが、環境学習イベント等は貴町が企画を行い、受託者が運営するという理解でよろしいでしょうか。	基本的にイベント等の企画及び運営業務は事業者が担うものとします。ただし、町が企画し、事業者が協力する場合もあります。
3	運営事業者が実施する業務の概要	4	1	2	(1)	No.2	資源物持ち込みによる料金徴収は受託者の所掌範囲（現在は徴収していない）とありますが、導入予定時期とその概要についてご教示願います。	導入時期は決まっています。料金徴収は資源物が持ち込まれた際に、計量後徴収するものとなります。
4	資源物持込の料金徴収	4	1	2	(1)		表中No.2下段の資源物持込による料金徴収について、備考欄に現在は徴収していないと記載がありますが、将来は料金徴収をお考えでしょうか。	No.3を参照ください。
5	資源物持ち込みによる料金徴収	4	2				将来的に持込による料金徴収が発生した際には、計量装置改造工事費の増額、人件費等の見直しをして頂けると考えて宜しいでしょうか。	将来的な料金徴収の実施方法及び費用負担については協議とします。
6	資源化物の搬出車両への積込・搬出	4	2				資源化物の搬出車両への積込・搬出の、受託者が協力すべき内容とは、積込み重機の借用と考えてよろしいでしょうか。	資源化物の搬出車両への積み込みは、町が契約する搬出業者が担うものとします。受託者の業務範囲は搬出業者へ積込重機の貸与及び積み込み時の管理となります。

7	搬出入管理業務	5	1	2	(5)	ア	「搬出入管理業務とは～資源物の受入及び資源化物の搬出に係る業務をいう。」とありますが、1.2.(1)表では資源化物の積み込み・搬出は貴町の分担となっています。資源化物の搬出の所掌範囲について教示願います。	No.6を参照ください。
8	地元対応	5	1	2	(6)	イ	「地元対応へ協力すること」とありますが、1.2.(1)表では近隣等の外部対応は貴町の分担となっています。地元対応への協力の所掌範囲についてご教示願います。	地元対応の所掌範囲としては、イベント等開催時の協力及び周辺地域との清掃等に係る協力などがあります。
9	町が実施する業務の範囲	6	1	3			貴町のご担当者は常駐されないものと理解してよろしいでしょうか。	1人以上が常駐します。
10	募集及び選定スケジュール	7	2	1	(7)		募集要項に対する質疑応答の期間は平成25年9月～11月とありますが、その期間中に募集要項と現地視察についてそれぞれ質問の機会を頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	運営維持管理業務に係る実績	9	2	2	(2)		手選別工程を含むリサイクル施設の運転実績を1年以上有することとありますが、公共団体の発注業務と理解してよろしいでしょうか。	運転実績は公共団体の発注業務には限りません。
12	運営維持管理業務に係る実績	9	2	2	(2)		手選別工程を含むリサイクル施設の班長又はそれに次ぐ職務の経験者を各班に配置できる体制を有するとありますが、経験は1年以上と理解してよろしいでしょうか。また各班とは、計量、受入、一般持込み対応、各種手選別ライン、搬出、中央操作と理解してよろしいでしょうか。	前段については、経験年数は問いません。後段については、ご理解の通りですが、提案によります。
13	著作権	12	2	6			「町に提出された資料は、寒川町情報公開条例等の法令に基づき、公開されることがある。」とありますが、公開する場合は、事前に応募者の了解を得るとの理解でよろしいでしょうか。	基本的に提出された資料等は公開対象となりますが、寒川町情報公開条例等に記載の通りの運用となります。特に、その内容が事業者のノウハウを含むなど、公開するに相応しくないとされる場合には協議とします。

14	著作権	12	2	6			「寒川町情報公開条例等の法令に基づき、公開される事がある」とありますが、公開する際は、事前に連絡頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	No.13を参照ください。
15	運営維持管理業務の監視に関する考え方	14	4	3			「本施設の運営維持管理状態が要求水準書を満たしていないと判断される場合には、町は運営事業者に改善を要求し、委託費の減額等の措置を講じることができる」とありますが、「不適合の判断」→「改善要求」→「委託費の減額」までの具体的な手順をご明示願います。	公募時に示します。
16	運営維持管理業務の監視に関する考え方	14	4	3	(2)		委託費の減額等の措置を運営事業者に対して講じるものとする。とありますが、減額の対象基準、減額の金額等は入札までに掲示されると考えて宜しいでしょうか。	公募時に示します。
17	事業期間終了時の考え方	15	4	3	(4)		「運営事業者は、事業期間終了後1年の間に、本施設に関して運営事業者の運営維持管理等に起因する性能未達が発生した場合には、自らの負担で修繕等必要な対応を行う。」とありますが、性能未達の原因については、貴町と協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	性能未達が運営事業者の責めに帰すべき事由が原因で発生したのではないことを運営事業者が立証できた場合には、協議することとします。
18	協定書の主な内容	18	添付資料	(1)			貴町から提供される資料に、現在の人員体制についても追加をお願いします。	町から提供する資料については公募時に示します。
19	事業に係るリスク分担	19	添付資料	(2)			物価変動に係るリスクに関し、「一定の範囲内」とある表現は、数字でご明示願います。	日本銀行の公表する企業物価指数±3%の範囲を想定しています。詳細は公募時に示します。
20	事業に係るリスク分担(物価変動)	19	添付資料	(2)			一定の範囲内とありますが、一定の範囲をご教示願います。	No.19を参照ください。
21	事業に係るリスク分担	19	添付資料	(2)			不可抗力に係るリスクで、天災等の不可抗力によるリスクは、運営事業者が一部負担することとなっていますが、例えば「年間契約額の〇%までは運営事業者の負担」等、数字でご明示願います。	公募時に示します。

22	事業に係るリスク分担 (不可抗力)	19	添付 資料	(2)			天災等の不可抗力によるリスクについて、 運営事業者が一部負担とされていますが、 負担となる不可抗力リスクをご教示願 います。	No.21を参照ください。
23	事業に係るリスク分担	20	添付 資料	(2)			施設瑕疵に係るリスクは、貴町の負担とさ れていますが、施工企業の瑕疵担保の対 象・内容及び期間をご教示願います。	参考資料の配布・閲覧期間(11月上旬ご ろを予定)にご確認ください。
24	事業に係るリスク分担	20	添付 資料	(2)			施設破損に係るリスクで、事故・火災等 による修復等に係るリスクは運営事業者の 負担とありますが、事故・火災等の原因が 事業者の責による場合は、当然事業者の 負担ですが、それ以外は協議とさせてい だきたく思います。	事業者の責による場合以外は協議としま す。